

令和2年3月吉日

ご利用者各位

名古屋市 観光文化交流局
観光交流部 MICE 推進室

名古屋市国際展示場
指定管理者 株式会社コングレ
〒455-0848 名古屋市港区金城ふ頭 2-2
TEL.052-398-1771 FAX.052-398-1785

名古屋市国際展示場（ポートメッセなごや）
交流センター内共有部分の占有使用について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。当施設の運営につきましては、いろいろとご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、名古屋市国際展示場交流センター共有部分の利用について下記の通り 実施することといたしました。当施設が公共施設として、公平で安全にご利用いただくため、利用方法により一部有料となる場合がございます。

ご利用者の皆様に今後の開催において、ご理解、ご協力をお願いいたします。

敬具

記

実施日： 令和2年4月1日の利用より

場 所： 交流センター内1階共有部分

内 容： 登録所・商談コーナー等の人員を配置する施設の設置を目的とした使用について
※詳細は別紙を参照

以上

名古屋市国際展示場 交流センター内共有部分の使用について

名古屋市 観光文化交流局
観光交流部 MICE 推進室
名古屋市国際展示場
指定管理者 株式会社コングレ

交流センター内は展示館、会議室等を利用する人が通過する場所であり、滞留することを目的とした場所ではなく、避難通路としての役割も備えています。

催事で交流センターを使用する場合は、下記の条件をすべて満たしていることを条件に使用できるものとします。

1. 使用条件

- ① 配置等については、消防設備に支障をきたさず、また、避難導線としても問題が無いこと。
- ② 来場者の導線を確保し、通行の支障にならないこと。
- ③ 他の催事の迷惑にならないこと。
- ④ 床面に損傷が無いようにすること。
- ⑤ 点字ブロックを妨げないこと。
- ⑥ 展示等は行わないこと。

2. 行政財産使用許可申請が必要な場合

会場への誘導や来場者の受付のために交流センター一階に登録所などの人を配置する施設を設ける場合は目的外利用となるため、行政財産使用許可申請が必要となります。設置する施設の占有面積分の行政財産使用許可申請をご提出ください。

(例) 登録所、商談コーナー、相談カウンター、セミナー会場、クローク、入場券売り場等

3. 申請が不要な場合

- ① 開会式等の一時的な利用。
- ② 案内看板、記入台、回収ボックス等の人が配置されない施設等。
- ③ ベルトパーティション、カラーコーンなどの導線のための仕切り。
- ④ 著しく高い公共性を有する団体の利用。
- ⑤ 名古屋市との関連性の強い事業を行っている団体が名古屋市の事業を支援する場合。

4. 実施日 令和2年4月1日の利用より

以上